

## 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会第1回会議 次第

日時：平成26年(2014年)5月28日(水)  
午後2時から4時まで  
場所：滋賀県庁新館7階大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長の選任
- 5 懇話会設置要綱・公開方針
- 6 議題
  - (1) 懇話会に対して意見を求めることについて
  - (2) 本県の特別支援教育の現状について
  - (3) その他
- 7 閉会

### <配付資料>

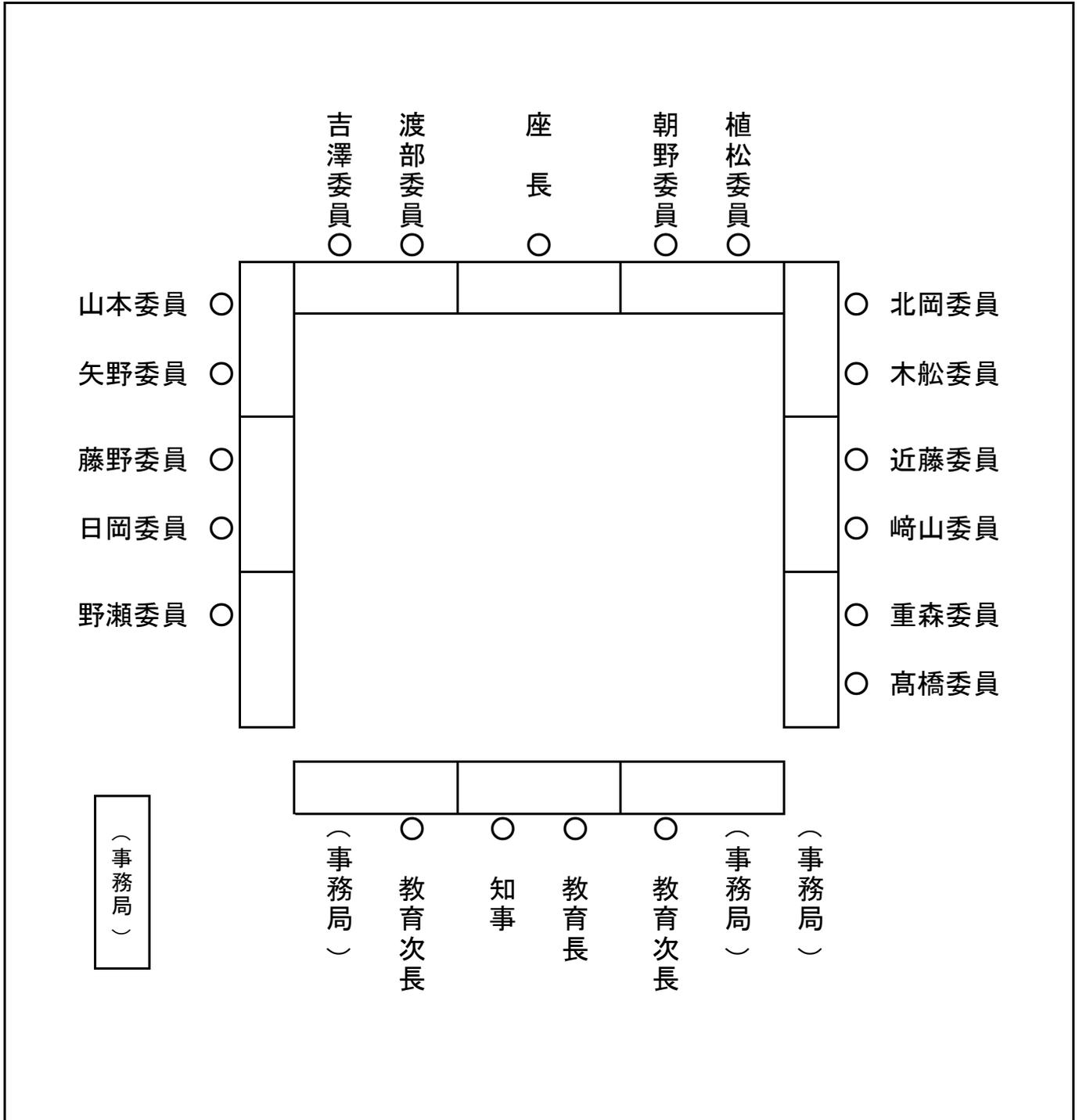
- 資料1 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会設置要綱
- 資料2 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会 会議公開方針
- 資料3 データから見る本県の特別支援教育について
- 資料4 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要

## 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会委員

氏 名	団 体 名	役 職 名 等
朝 野 浩	立命館大学	教授
居 川 安 子	滋賀県PTA連絡協議会	理事
植 松 潤 治	滋賀県障害児者と父母の会連合会	代表
亀 田 壽	滋賀経済産業協会	総務部長
北 岡 賢 剛	社会福祉法人グロー	理事長
木 船 憲 幸	大谷大学	教授
口 分 田 政 夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
近 藤 誠	滋賀県小学校長会	会長 (大津市立青山小学校長)
崎 山 美 智 子	滋賀県手をつなぐ育成会	理事長
重 森 恵 津 子	滋賀県特別支援学校長会	代表 (県立野洲養護学校長)
鈴 野 崇	滋賀県健康医療福祉部	障害福祉課長
高 橋 圭 治	滋賀県特別支援学級設置校校長会	会長 (大津市立仰木の里小学校長)
野 瀬 隆 之	滋賀県公立高等学校PTA連合会	会長
日 岡 昇	滋賀県中学校長会	会長 (近江八幡市立八幡中学校長)
藤 野 智 誠	滋賀県町村教育長会	副会長 (愛荘町教育長)
矢 野 浩 一	滋賀県商工観光労働部	労働雇用政策課長
山 本 太 一	滋賀県都市教育長会	会長 (米原市教育長)
吉 川 由 美 子	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会	会長
吉 澤 加 寿 子	滋賀県高等学校長協会	代表 (県立石部高等学校長)
渡 部 雅 之	滋賀大学	教授

# 第1回 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会 座席表

平成26年5月28日 県庁新館7階大会議室



## 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざした、これからの滋賀の特別支援教育のあり方について検討を進めるため、滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進に関すること。
- (2) 適正就学の推進に関すること。
- (3) 障害のある児童生徒の自立と社会参加の促進に関すること。
- (4) その他懇話会の設置の目的達成のために必要なこと。

### (構成)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係機関代表
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任した日から平成27年3月31日までとする。

### (座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、懇話会の議長として会議の進行を行う。

4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、教育長が招集する。

2 懇話会は、公開とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

3 教育長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第7条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、滋賀県教育委員会事務局学校支援課長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会 会議公開方針

### 第1 趣旨

この方針は、滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会（以下、「懇話会」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 懇話会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

### 第3 会議の開催の周知

懇話会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

### 第4 公開の方法等

懇話会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

#### 1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。  
また、会議の全部を非公開とする場合にあつても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (5) 学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

#### 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。  
ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

### 第5 その他

本方針に定めのない事項は、学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

## 依頼事項

滋賀のめざす特別支援教育のあり方について、ご意見を賜りたい。

## 依頼の理由

本県においては、第2期滋賀県教育振興基本計画にもとづき、障害のある子ども一人一人が、その持てる力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるよう、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられる「インクルーシブ教育システム」の構築を進めることとしている。

このため、発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適正な指導と必要な支援を行うこととしているが、そのためには、特別支援教育の対象となる児童生徒の急増など、本県の置かれた現状を踏まえ、課題を整理し検討していくことが必要である。

具体には、①インクルーシブ教育の実現をめざした、障害のある子とない子が共に学ぶ取り組みの促進に関すること ②就学基準の統一的理解の促進など、適正な就学の推進に関すること ③就労などの進路実現に向けた新しい学校づくりとキャリア教育の充実に関すること ④公共交通機関の利用促進など、望ましい通学支援のあり方に関すること ⑤在籍増への対応に関すること などの観点から、これからの本県特別支援教育について、その方向性を明らかにしていく必要がある。

については、現下の課題に対応し、本県特別支援教育をさらに発展させていくため、これらの点を踏まえた、滋賀のめざす特別支援教育のあり方について、意見を求める。

平成26年5月28日

滋賀県教育委員会  
教育長 河原 恵



## 1 特別支援教育のこれまでの動向

### (1) 国の動向

- 学校教育法の改正 (H18.6 公布・H19.4 施行)  
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を解決するため、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」へ転換
- 障害者権利条約の批准  
(H18.12 国連総会で採択/H20.5 発効 H25.12 国会で可決/H26.1 批准)
- 障害者基本法が改正 (H23.8)  
「可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容、方法の改善及び充実に資すること」が新たに規定
- 中教審初等中等教育分科会の報告 (H24.7)  
障害のあるものと障害のないものがともに学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告される
- 障害者総合支援法が公布 (H24.6) / 施行 (H25.4~) (旧) 障害者自立支援法  
基本理念は、日常生活、社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること
- 学校教育法施行令の改正 (H25.8.26 公布・H25.9.1 施行)  
従来、学校教育法施行令 22 条の 3 で規定される就学基準該当者は、これまで原則として特別支援学校に就学するものとされていた規定を見直し、本人・保護者や識者等の意見を聴取の上、総合的に判断して市町教育委員会が決定することに改められた。

### (2) 県のこれまでの取組

- 「今後の県立学校のあり方について (報告)」 (県立学校のあり方検討委員会 H21.3.30) および 「知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対策について」 (県教育委員会 H24.10) に基づき、知的障害児を中心とした在籍数の増加への対応策として、既存校での普通教室の増築や、高等学校への分教室の設置、また高等養護学校の設置などの手立てを進めてきた。

## ○ 特別支援学校の整備状況（平成 20 年度以降）

H20.4	野洲養護学校の移転新築、八日市養護学校の整備および学区再編
H23.4	教室棟の増築 草津養護学校 普通教室棟（HR 9 他） 三雲養護学校 普通教室棟（HR 6 他）
H24.4	教室棟の増築 野洲養護学校 普通教室棟（HR 10 他）
H25.4	教室の増設 甲南高等養護学校 普通教室（学年 3 クラスに対応）
H25.4	新設・開校 愛知高等養護学校（愛知高校、学年 2 クラス） 長浜養護学校伊吹分教室（伊吹高校内、学年 2 クラス） 三雲養護学校石部分教室（石部高校内、学年 3 クラス）
H27	教室棟の増築 野洲養護学校 普通教室・特別教室 棟（HR 12 他） 北大津養護学校 普通教室棟（HR 4 他）
H29	教室棟の増築 長浜養護学校（HR 6 他）

## ○ 就学指導委員会の提言（H25. 2）

県教育長から県就学指導委員会に対して、「本県における望ましい就学指導のあり方について」の提言を取りまとめるよう要請し、次のとおり「提言」を受けました。

### 【提言 1】 インクルーシブ教育システム構築に向けた就学指導の見直し

市町教育委員会は、障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指して、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられる学びの場へ就学することを基本に、就学指導を見直す必要がある。県教育委員会は、その実施のために市町教育委員会を支援していく必要がある。

### 【提言 2】 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築

県教育委員会は、市町ごとに異なる就学相談システムを調査して、市町の状況に応じた望ましいシステムの構築を支援する必要がある。

### 【提言 3】 就学相談の対象者のスクリーニングと「指標」の作成

市町教育委員会は、発達相談から就学相談に至る段階的な相談体制の構築を目指す必要がある。県教育委員会は、就学相談の対象と判断するための障害に係る「指標」作成について検討を行う必要がある。

### 【提言 4】 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

県教育委員会は、障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

### 【提言 5】 就学相談関係者の専門性の向上

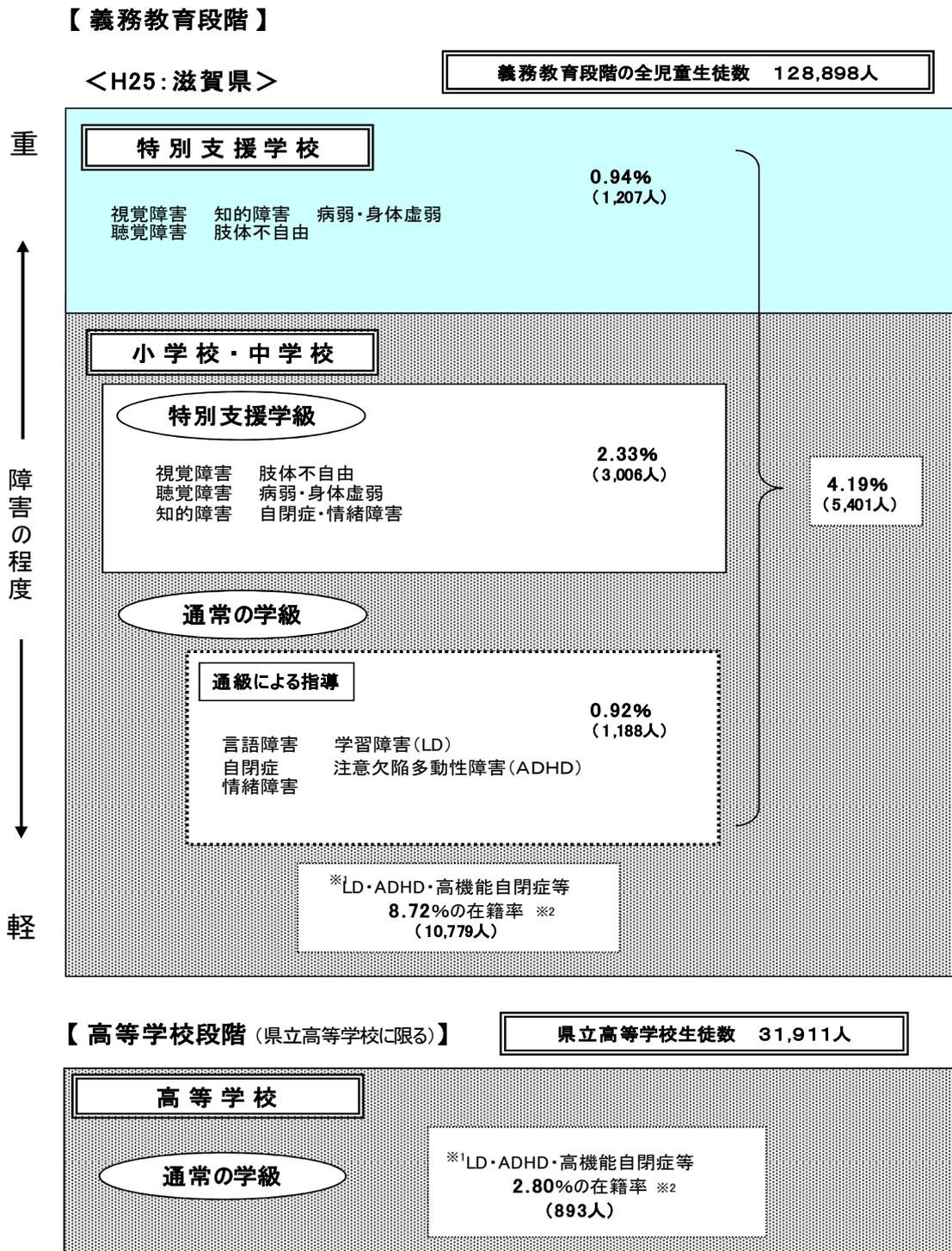
県教育委員会および市町教育委員会は、就学相談員や学校園の特別支援教育コーディネーターを対象に、就学相談に係る知識や技術について全県レベル、市町レベルでの研修を行う必要がある。

### 【提言 6】 多様で柔軟な仕組の整備と就学指導委員会の役割の検討

県教育委員会は、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を見据え、特別支援教育の体制整備について、今後も市町教育委員会と連携して取り組んでいくことが重要である。また、就学指導委員会はその機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たす「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が示されていることから、県教育委員会および市町教育委員会は、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割について検討していくことが重要である。

## 2 データから見る本県の特別支援教育の現状

### (1) 特別支援教育の対象の概念図



平成25年5月1日現在、ただし※2は平成25年9月1日現在

※1 LD(Learning Disabilities) : 学習障害  
ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※2 平成25年9月1日現在で通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒数(公立の小・中学校および県立高等学校のみ)

(2) 障害の種類および程度の区分表

\*印が特別支援学級で教育をする障害の程度

<p><b>A＝知的障害</b></p>	<p>1＝知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2＝知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p> <p>* 3＝知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
<p><b>B＝肢体不自由</b></p>	<p>4＝肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>5＝肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>* 6＝補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>
<p><b>C＝病弱・ 身体虚弱</b></p>	<p>7＝慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも</p> <p>8＝身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも</p> <p>* 9＝慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも</p> <p>* 10＝身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも</p>
<p><b>D＝視覚障害</b></p>	<p>11＝両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも</p> <p>* 12＝拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも</p>
<p><b>E＝聴覚障害</b></p>	<p>13＝両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも</p> <p>* 14＝補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも</p>
<p><b>F＝自閉症・ 情緒障害</b></p>	<p>* 15＝自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>* 16＝主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>
<p><b>G＝言語障害</b></p>	<p>* 17＝口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 18＝吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 19＝話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者でその程度が著しいもの</p> <p>* 20＝その他*17、*18、*19に準じる者でその程度が著しいもの</p> <p>※ *17～*20の障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。</p>

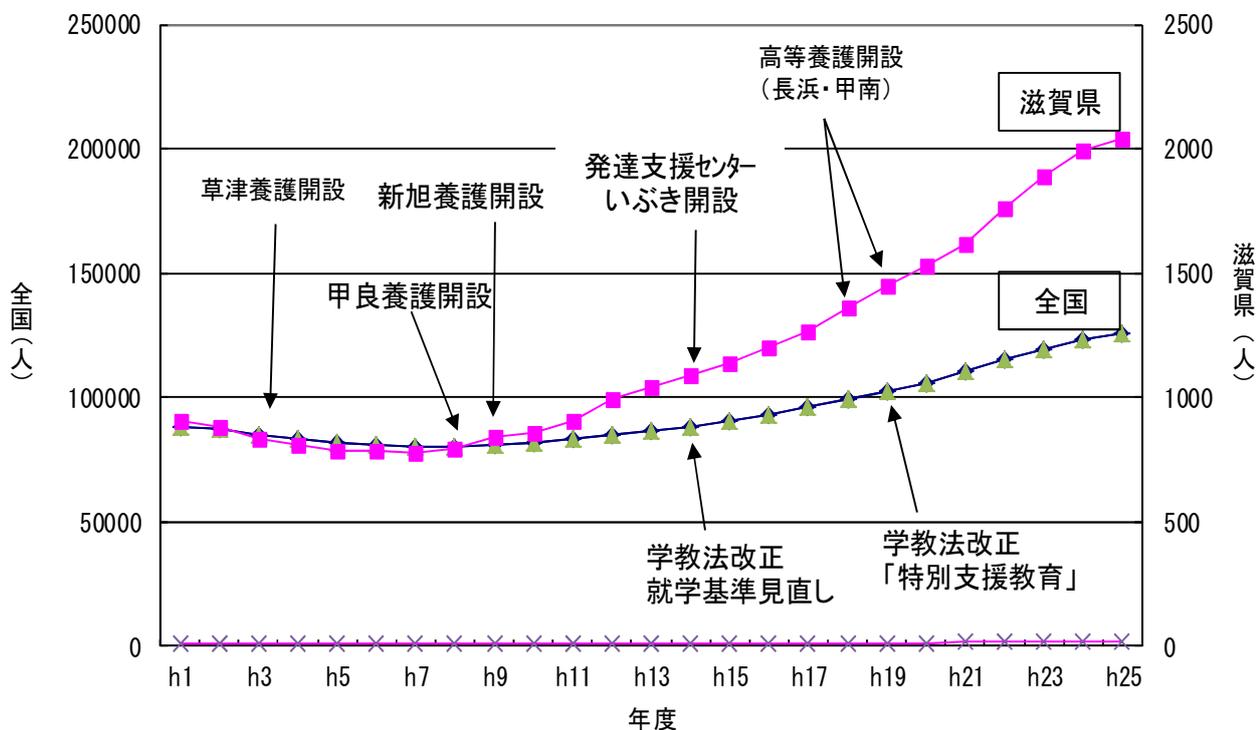
(平成21年2月改訂)

### (3) 特別支援学校の児童生徒の在籍状況

本県の特別支援学校の在籍者数の増加は、平成9年度以降の増加が顕著で、人口1000人当たりの在籍率も平成13年度以降は全国を上回って増加してきた。平成24年度以降、在籍率の伸びは鈍化してきているが、なお、高い在籍率である。障害種別では、知的障害の増加が多く、他の障害種はほぼ横ばいとなっている。全国的には、人口1000人当たりで、最も多い和歌山県と最も少ない三重県でおよそ2倍の開きがあり、都道府県で就学状況が異なっていることがわかる。

1-1

特別支援学校小中高等部の児童生徒数（滋賀県と全国の比較）

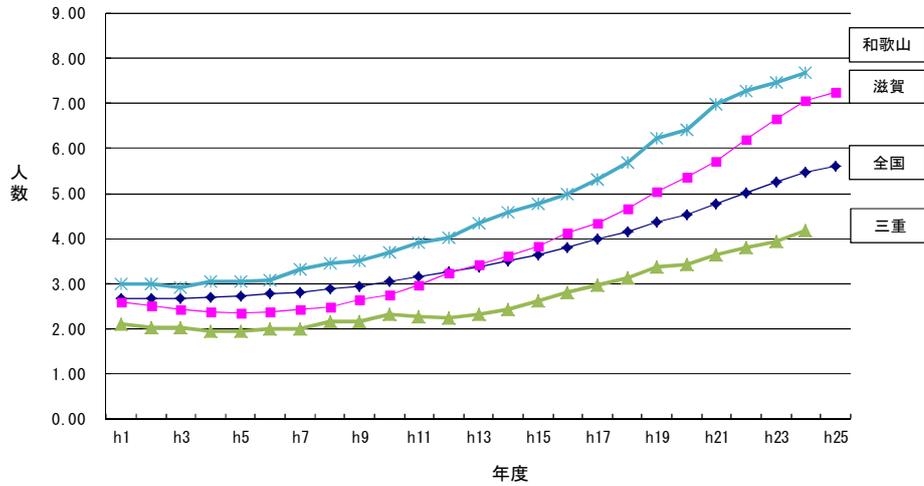


〔 県 : H15 ( 1,136 人 ) → H25 ( 2,045 人 ) 1.8 倍 〕  
 〔 国 : H15 ( 90,814 人 ) → H25 ( 126,040 人 ) 1.4 倍 〕

平成9年までは全国のおよそ1%で、全国と同じような推移をしていたが、平成9年以降で滋賀県の伸びが大きくなっている。(公立特別支援学校(幼稚部・専攻科を除く))

1-2

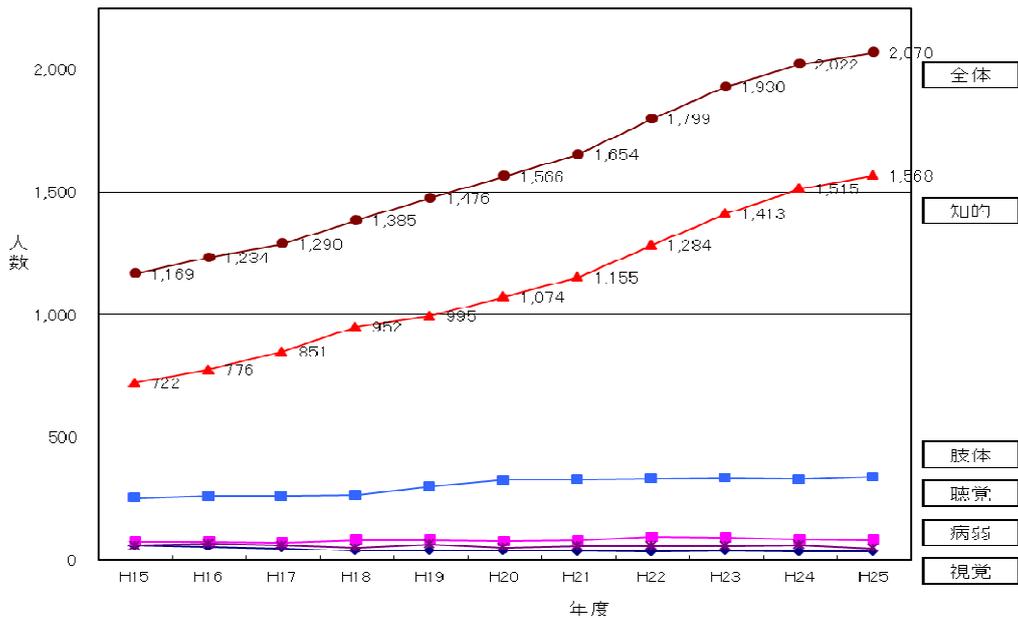
未成年人口1000人あたりの特別支援学校の児童生徒数（滋賀県と全国の比較）



未成年人口 1000 人あたりの児童生徒数は、全国平均を下回っていたが、平成 13 年以降全国平均を上回り、そのかい離が大きくなっている。  
 また、平成 24 年度で、最も多い県（和歌山県）と最も少ない県（三重県）を併せて表示しているが、両県の数値は、2 倍近い開きがあり、地域により特別支援学校への就学状況が異なっていることがわかる。

1-3

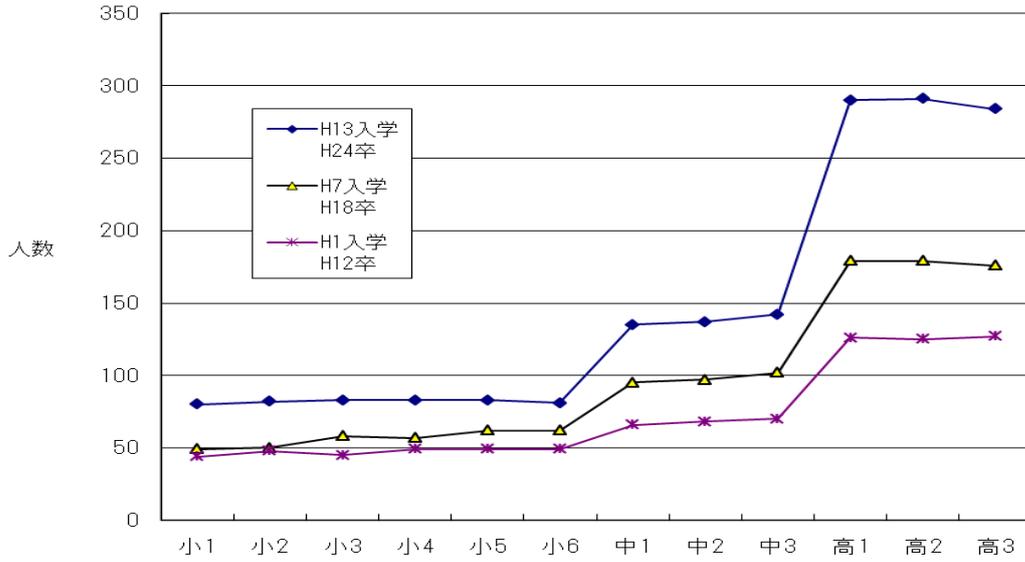
特別支援学校（障害別）の児童生徒数の伸び  
 県立特別支援学校（幼・小・中・高）



障害別の児童生徒数を比べると、児童生徒数の増加は、知的障害のある児童生徒の増加が要因である。

1-4

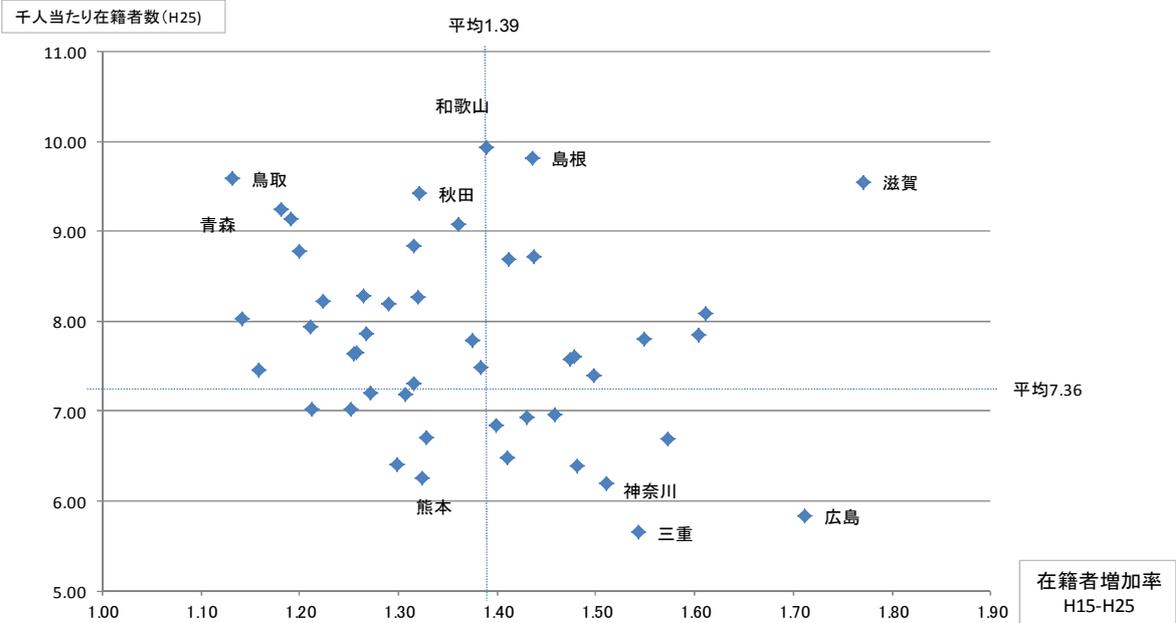
特別支援学校の入学年度ごとの学年進行にともなう人数の推移



特別支援学校においては中学部3年生と高等部1年生の生徒数を比べると増加数が大きい。このことから、高等部の生徒のうち、約半数は地域の中学校から特別支援学校高等部へ進学していることがわかる。

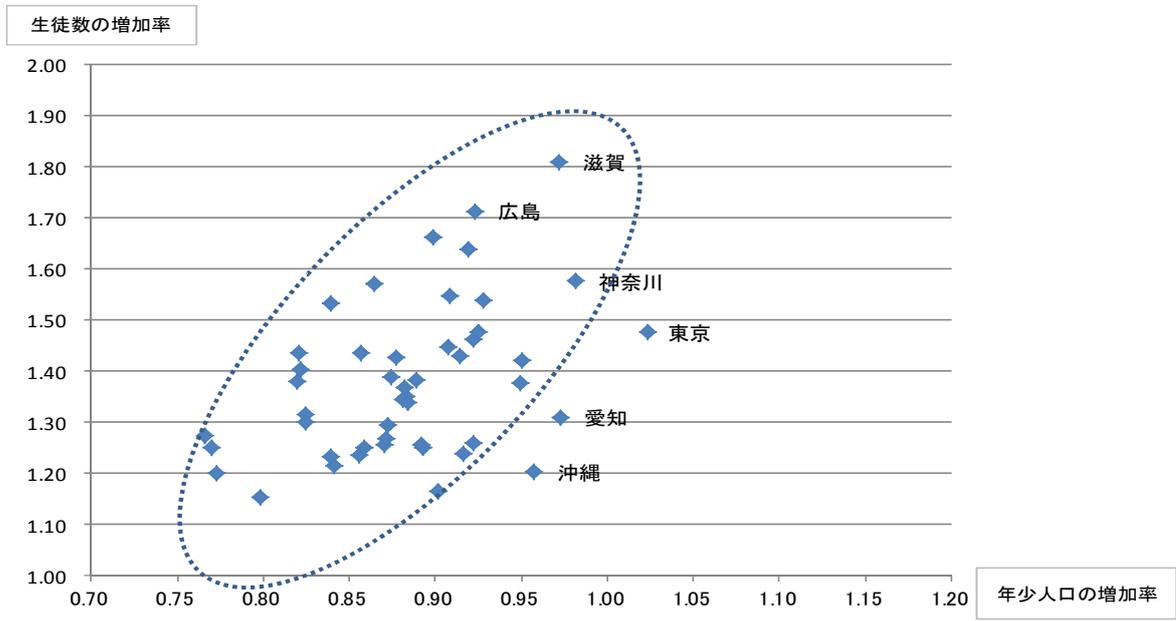
1-5

人口千人当たり在籍者数と在籍者増加率の状況



人口当たりの在籍者数が多く、増加率が低いグループ（左上）が多い。滋賀県は、在籍者数も多く、増加率も高い。

特別支援学校在籍者数増加率と年少人口増加率との相関 (H14～H24)



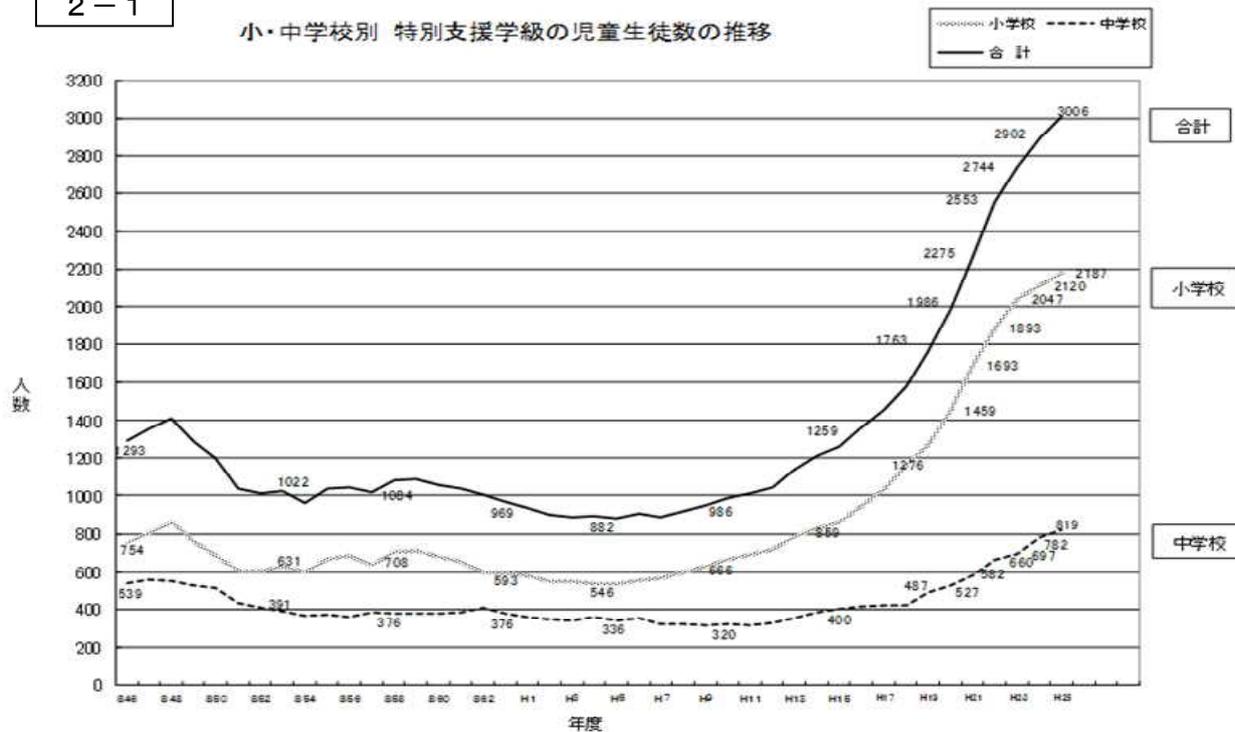
年少人口増加率の高い県は、生徒数の増加率も高く、年少人口増加率の低い県は、生徒数の増加率も低い傾向にある。

#### (4) 特別支援学級の児童生徒の在籍状況

小中学校の特別支援学級の増加はこの10年で約2.4倍に増加しており、特に知的障害と自閉情緒において著しい。また平成19年の学校教育法改正により、従来の特殊教育（障害児教育）が特別支援教育と改正されるころから、より一層顕著になっている。

2-1

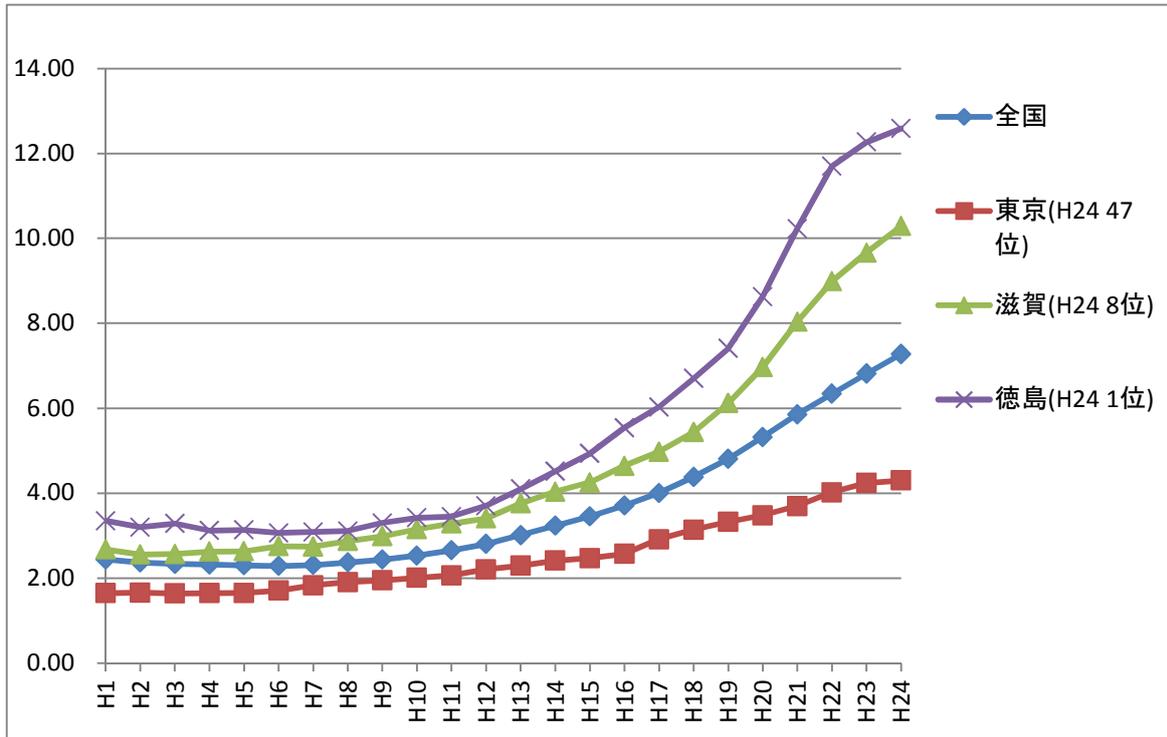
小・中学校別 特別支援学級の児童生徒数の推移



特別支援学級の児童生徒数は、減少傾向にあったものの、小学校では平成4年に、中学校では平成9年にもっとも少なくなり、その後増加に転じている。特に、平成16年から19年ころ以降に増加が著しくなっている。

2-2

未成年人口 1000 人あたりの特別支援学級の児童生徒数（滋賀県と全国の比較）

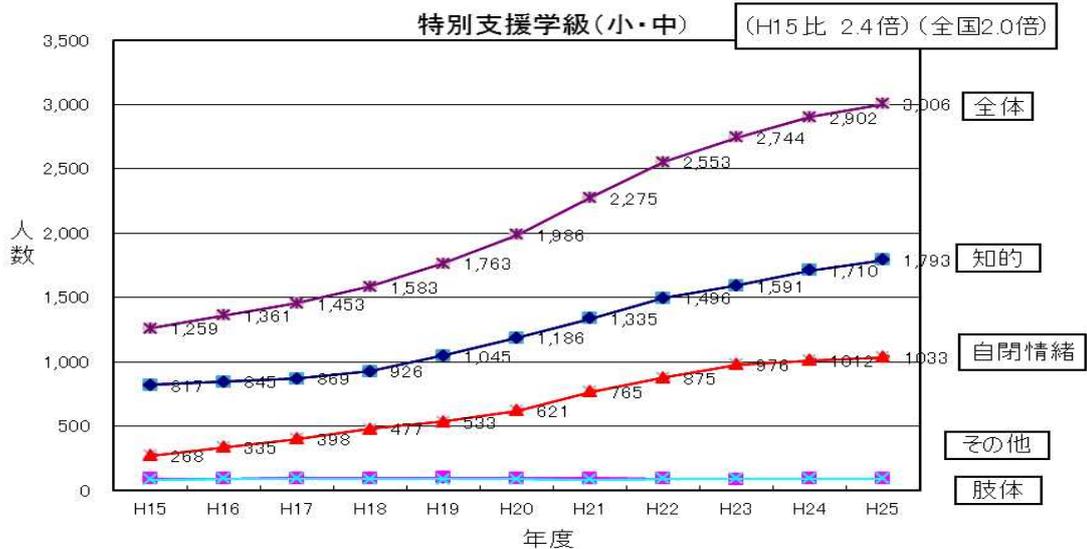


本県は、平成元年から5年ころは、全国よりやや多い程度であったが、その後、差が広がり始め、平成19年頃からはより大きくなっている。また、全国でも、同時期に多い県と少ない県の開きがより大きくなっており、都道府県により特別支援学級への就学状況が異なっていることがわかる。また、特別支援学校（グラフ1-2）に比べ、その差がより顕著である。

2-3

特別支援学級（障害別）の児童生徒数の伸び

各年度5月1日現在



障害別の児童生徒数を比べると、特別支援学級における児童生徒数の増加は、知的障害と情緒障害のある児童生徒の増加が要因である。

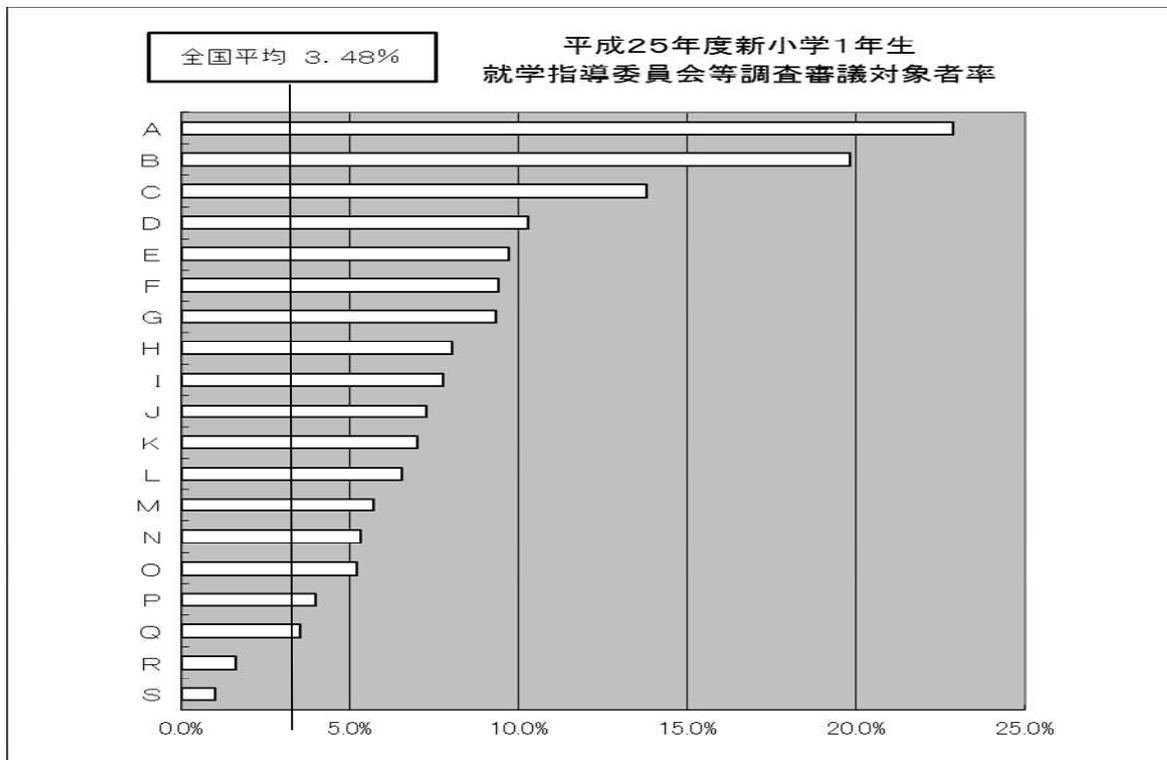


(5) 市町の就学指導の状況

就学指導の審議対象率や特別支援学校在籍率、特別支援学級在籍率が市町ごとに異なる。

3-1

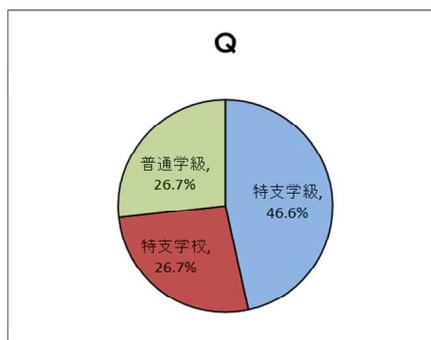
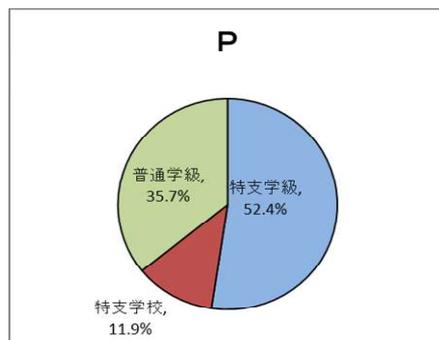
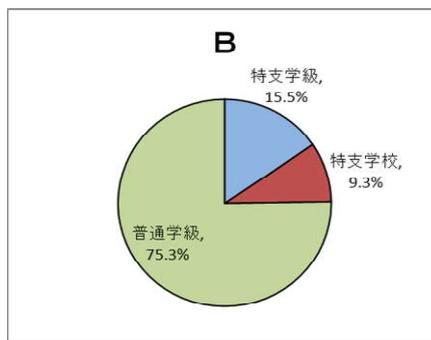
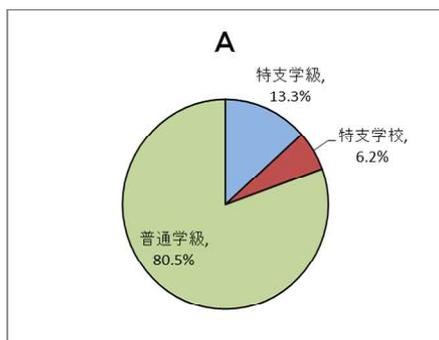
(市町名をA～Sと表記している。)



県平均は7.4%であり、全国平均に比べ審議対象者率が高い。  
また、市町によってその率は異なるが、総じて全国平均値よりも高い。

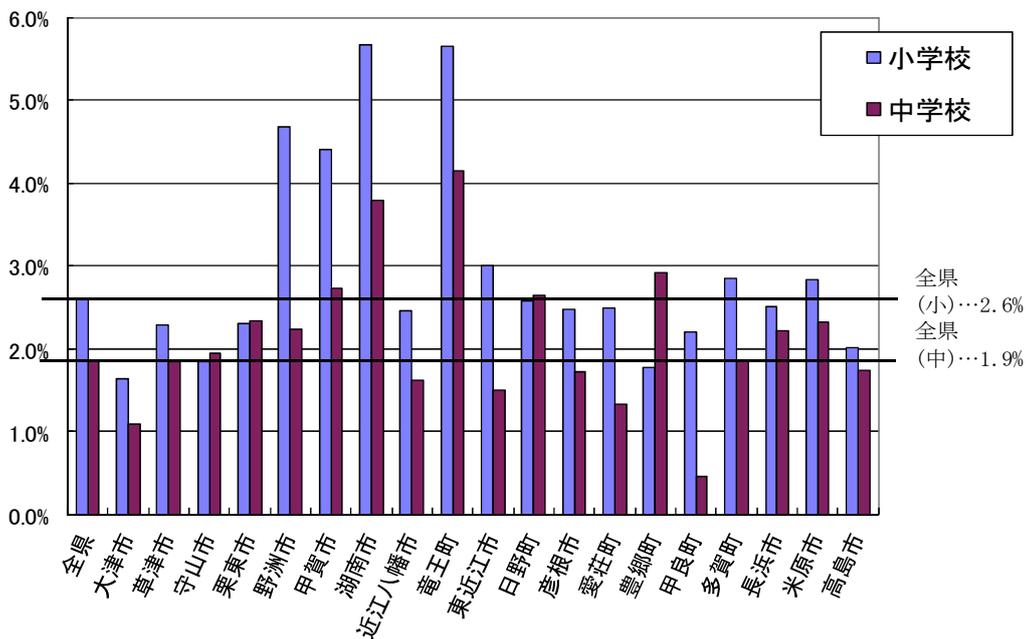
3-2

就学指導委員会審議結果 (平成25年度新小学1年生)



3-3

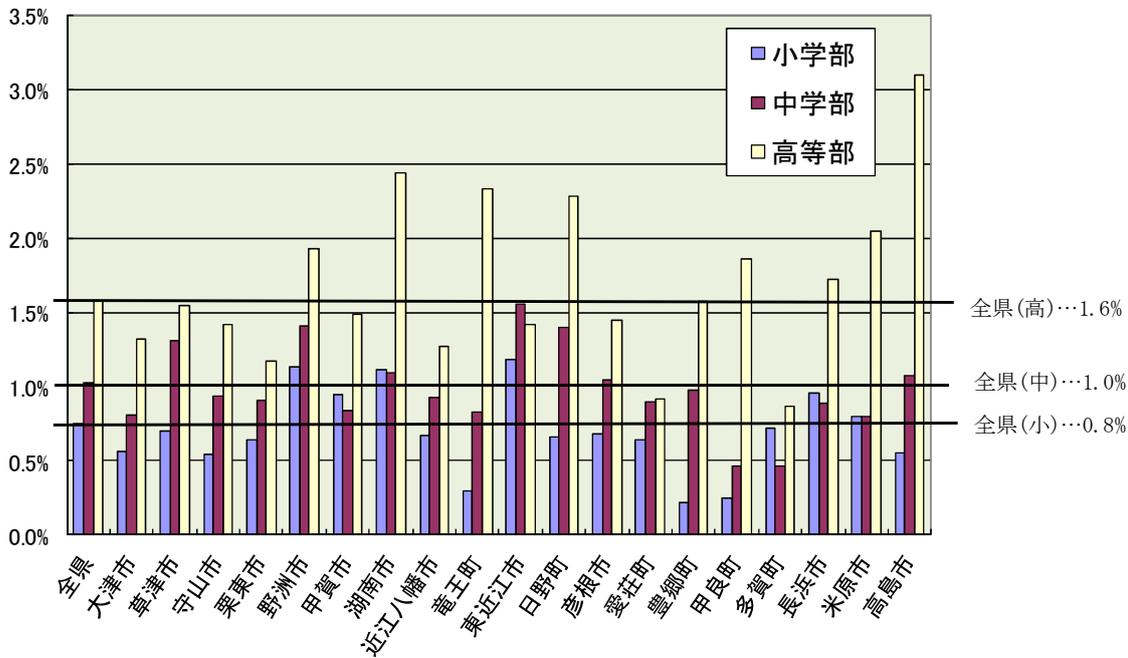
平成25年度 市町別小中学校特別支援学級在籍率



市町によって在籍率が異なる。また、同一市町でも小学校、中学校で傾向が異なる場合がある。

3-4

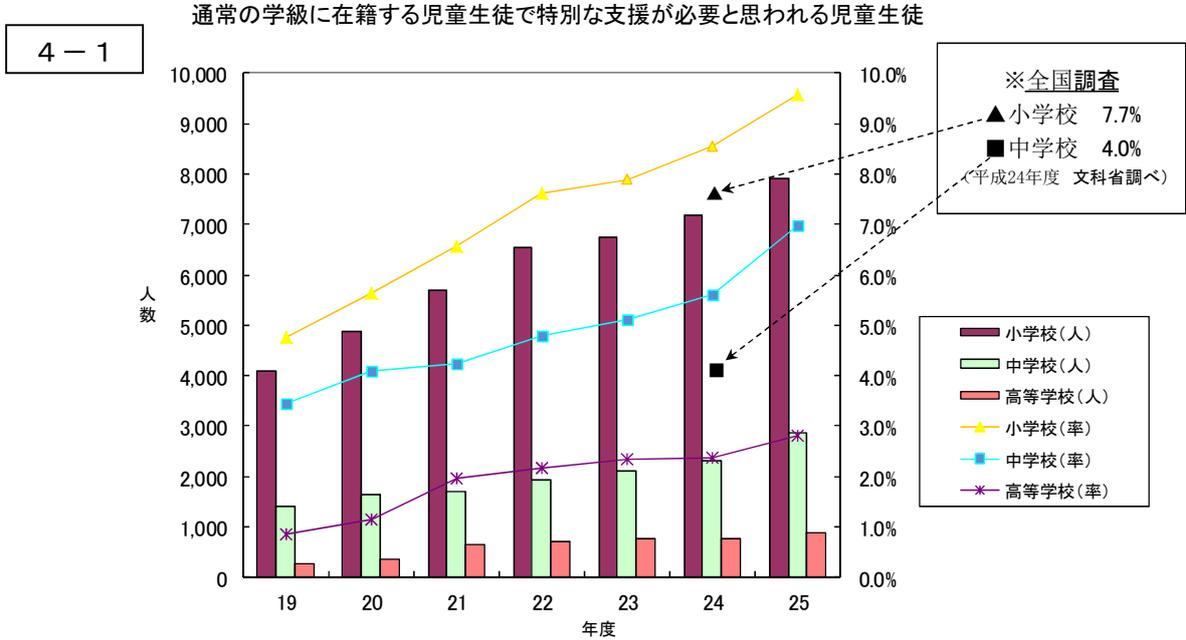
平成25年度 市町別県立知肢併置特別支援学校在籍率



市町によって在籍率が異なる。また、同一市町でも学部によって傾向が異なる場合がある。

(6) 通常学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒の在籍状況

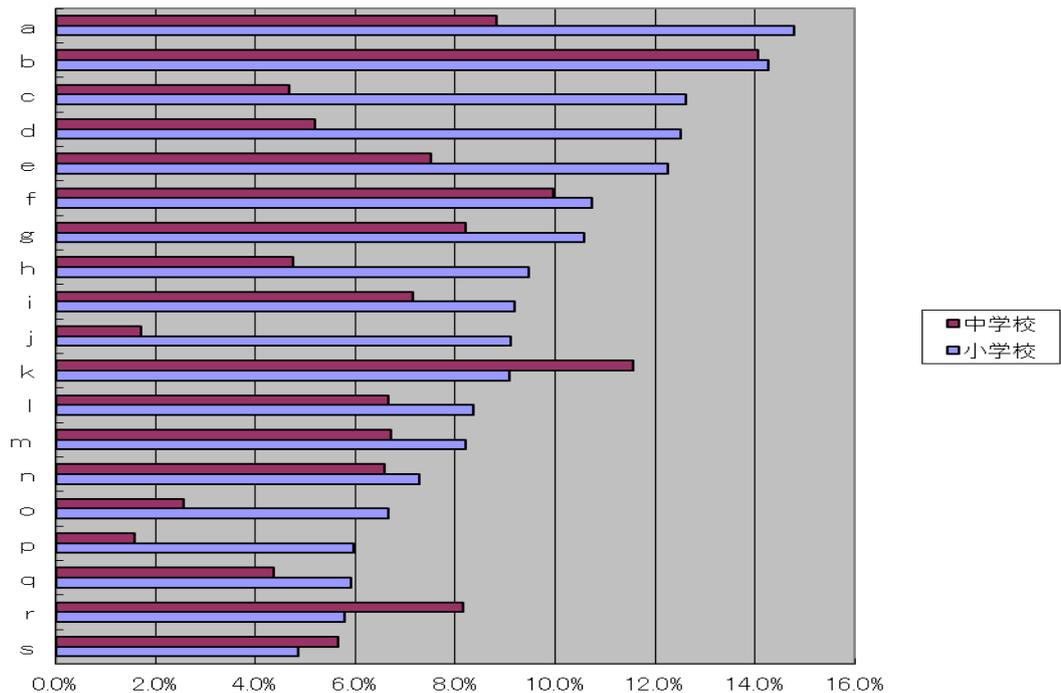
発達障害により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加しており、平成24年度では、全国調査の率を上回る在籍率となっている。また、市町によって在籍状況は異なっている。



小中高とも年々増加している。平成24年度では、全国調査値を上回っている。

4-2

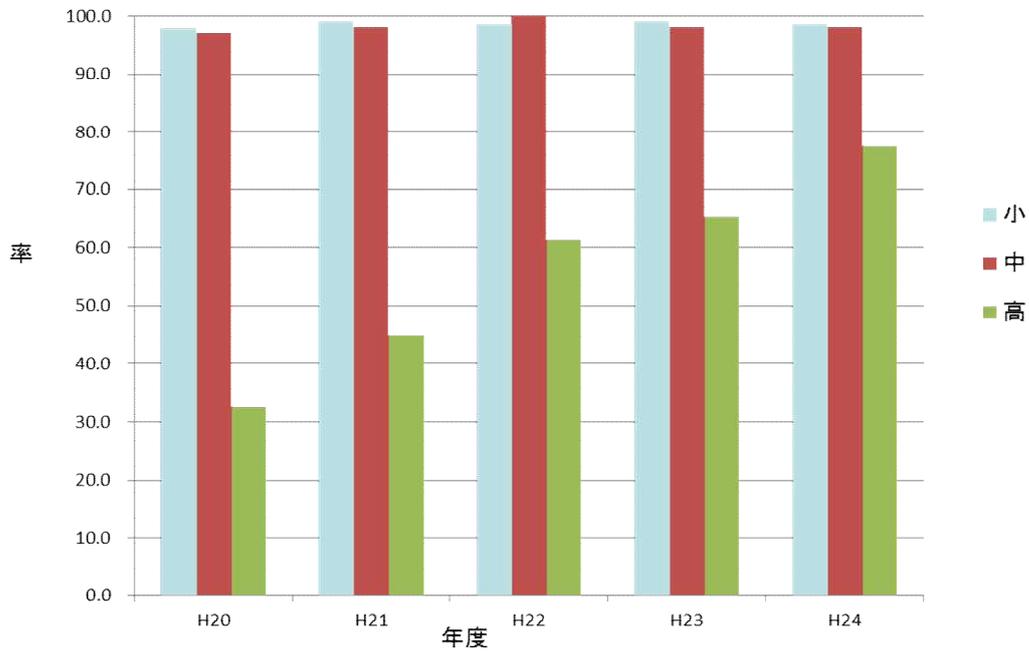
平成25年度小学校中学校 市町別発達障害児童生徒の率 (市町名をa~sと表記している。)



市町によって在籍率が異なる。また、同一市町でも小学校、中学校で傾向が異なる場合がある。

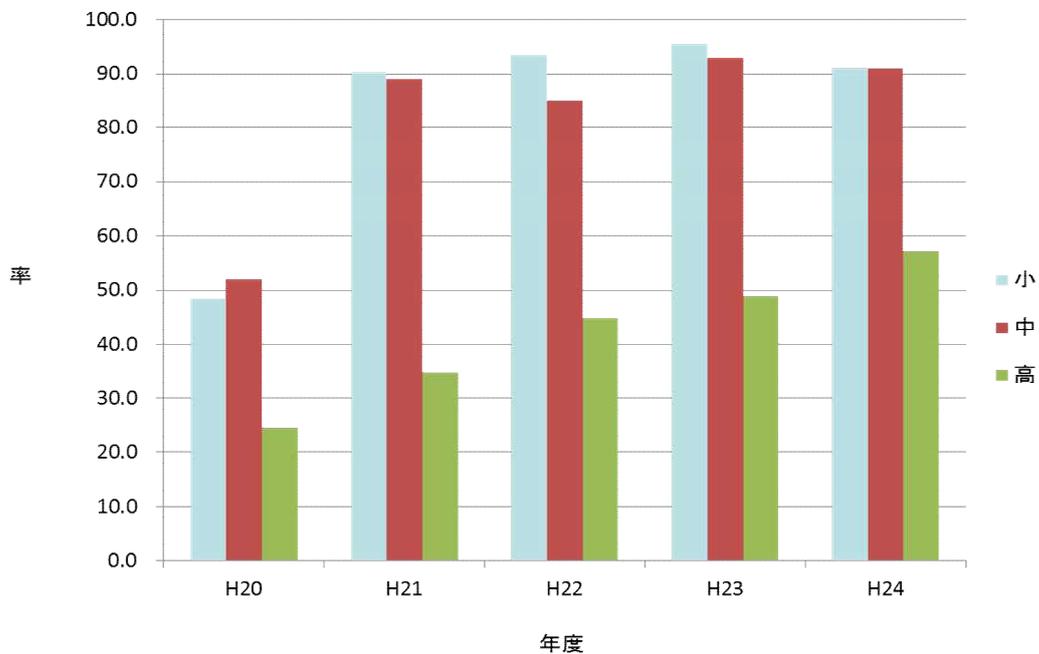
4-3

小・中・高等学校における個別の指導計画の作成率



4-4

小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率

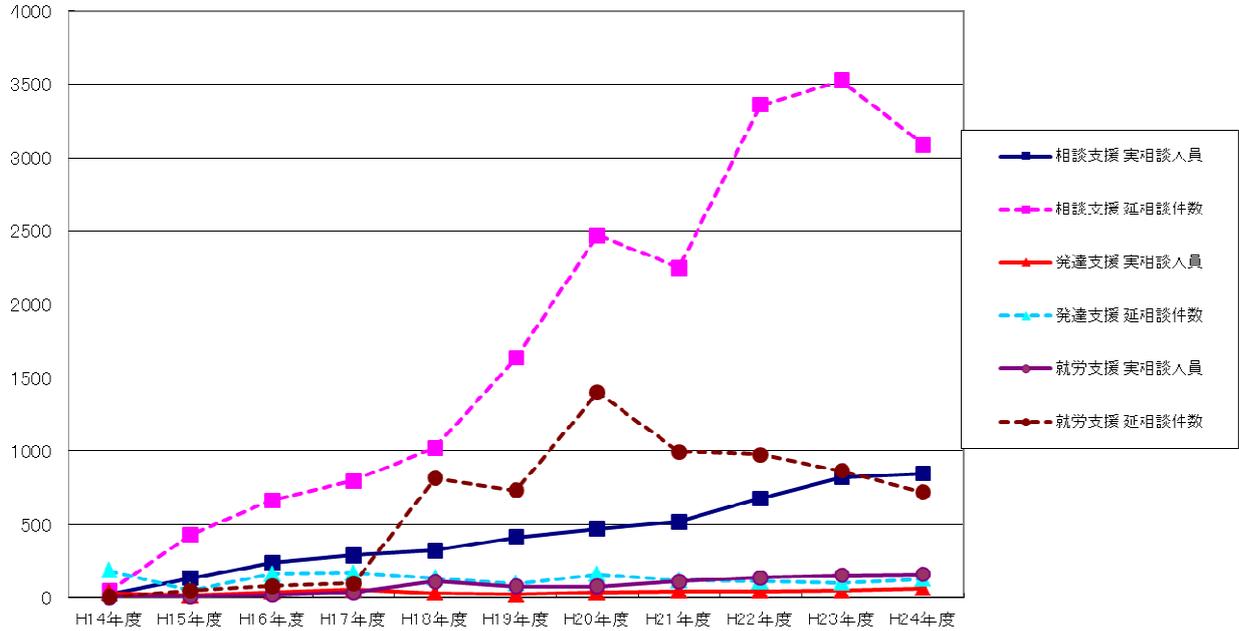


学校ごとの作成率では、小中学校では、ほとんどの学校で作成されているが、高等学校においては、個別の指導計画、個別の教育支援計画ともに作成率が低い状況にある。

なお、児童生徒ごとによる作成率については、上記の学校ごと作成率より低い状況にある。

4-5

相談支援・発達支援・就労支援の推移



4-6

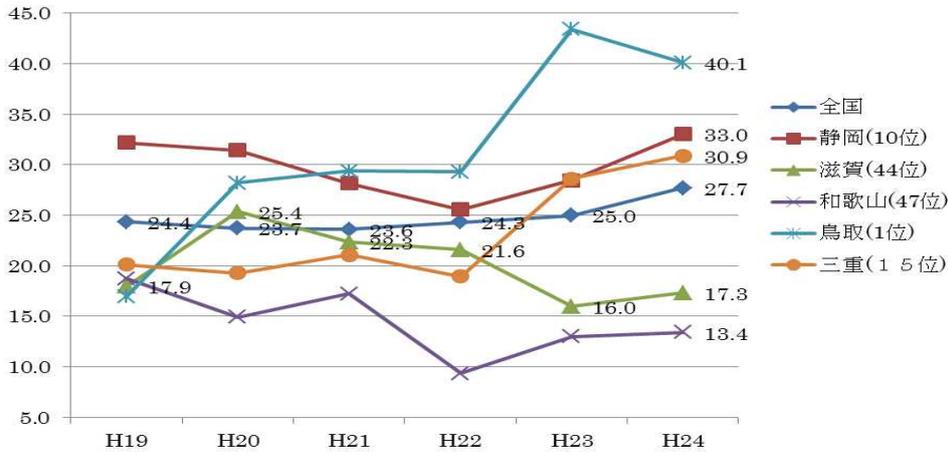
市町発達支援室・発達支援センター等設置状況

市町名	相談窓口名	開設
大津市	大津市発達障害者相談支援センター かほん	H21.10
彦根市	彦根市発達支援室	H25.4
長浜市	長浜市発達支援センター	H21.4
近江八幡市	近江八幡市発達障がい者支援センター【相談支援グループ】	H20.4
	近江八幡市障がい福祉課発達支援室(H23～発達支援室)	H23.4.1
	近江八幡市子ども療育センター「ひかりの子」	S53
草津市	草津市立発達支援センター	H19.5
守山市	守山市発達支援センター	H17.4
栗東市	栗東市発達支援室	H22.4.1
甲賀市	甲賀市自立支援課発達支援室	H21.4
野洲市	野洲市発達支援センター	H20.4
湖南市	湖南市発達支援室(石部保健センター内)	H14
高島市	設置なし	
東近江市	東近江市発達支援センター	H21.10
米原市	米原市発達支援センター	H25.4
日野町	日野町福祉課福祉担当	H21.4
	早期療育(児童発達支援)事業「くれよん」	H20.4
	日野町子育て・教育相談センター	H19.4
竜王町	竜王町ふれあい相談発達支援センター	H23.4
愛荘町	愛荘町健康推進課発達支援グループ	H22.10
豊郷町	設置なし	
甲良町	設置なし	
多賀町	多賀町子ども・家庭応援センター(発達支援は一部)	H21.4

(7) 特別支援学校高等部卒業生の進路・就労状況

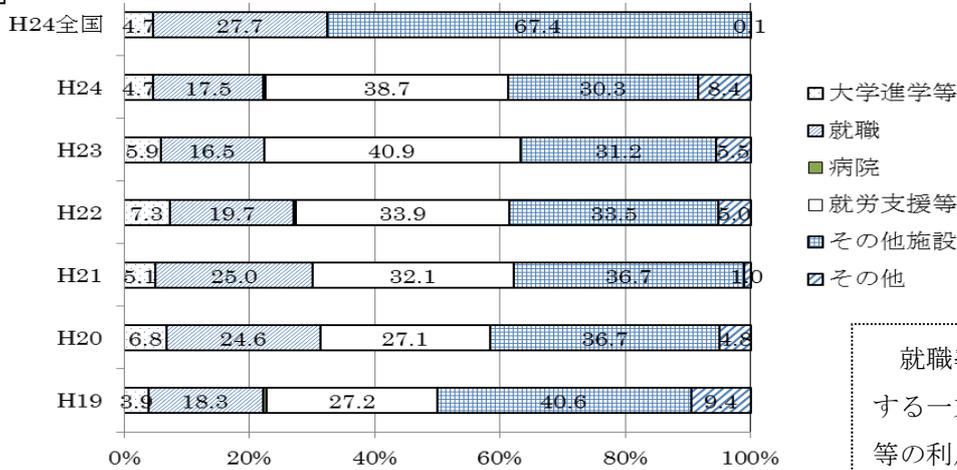
就職率は全国平均を大きく下回っている。また、生徒の就職希望率が低い。

5-1 特別支援学校高等部卒業生の就職率 全国との比較 (H19-H25)



本県の就職率は、平成20年度以降低下傾向にあり、その一方全国の状況は、ほぼ横ばいから増加に転じており、本県との乖離が年々増し、平成24年度卒業生では、全国平均と約10ポイントの差になっている。全国順位でも44位となっている。なお、県立のみの場合は、17.5%である。

5-2 県立特別支援学校高等部卒業生の進路状況(進路先別構成比)

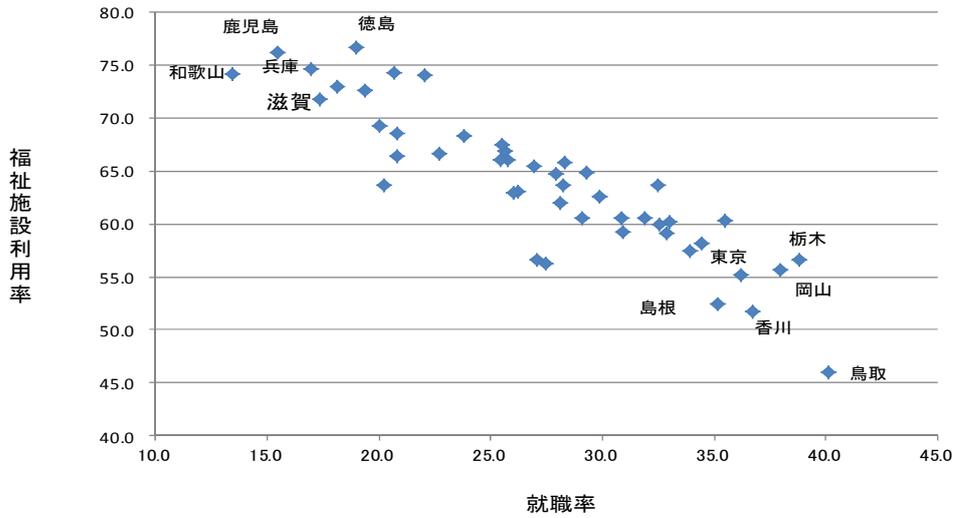


就職率が年々減少する一方、就労支援等の利用が多くなってきている。

年度	卒業生	大学進学等	就職	病院	施設		その他	
					就労支援等	その他施設		
H19	180	7	33	1	49	73	17	
H20	207	14	51	0	56	76	10	
H21	196	10	49	0	63	72	2	
H22	218	16	43	1	74	73	11	
H23	237	14	39	0	97	74	13	
H24	274	13	48	1	106	83	23	
H24全国	19,439	918	5,387		13,110		24	
大学進学等		大学、各種専修学校、職業訓練施設等					県調査	
就労支援等		就労移行支援、就労継続支援(A・B)						
その他施設		児童福祉施設、生活介護、施設入所、自立訓練等						
※全国調査(文科)は、病院・施設等は「社会福祉施設」として一括								

5-3

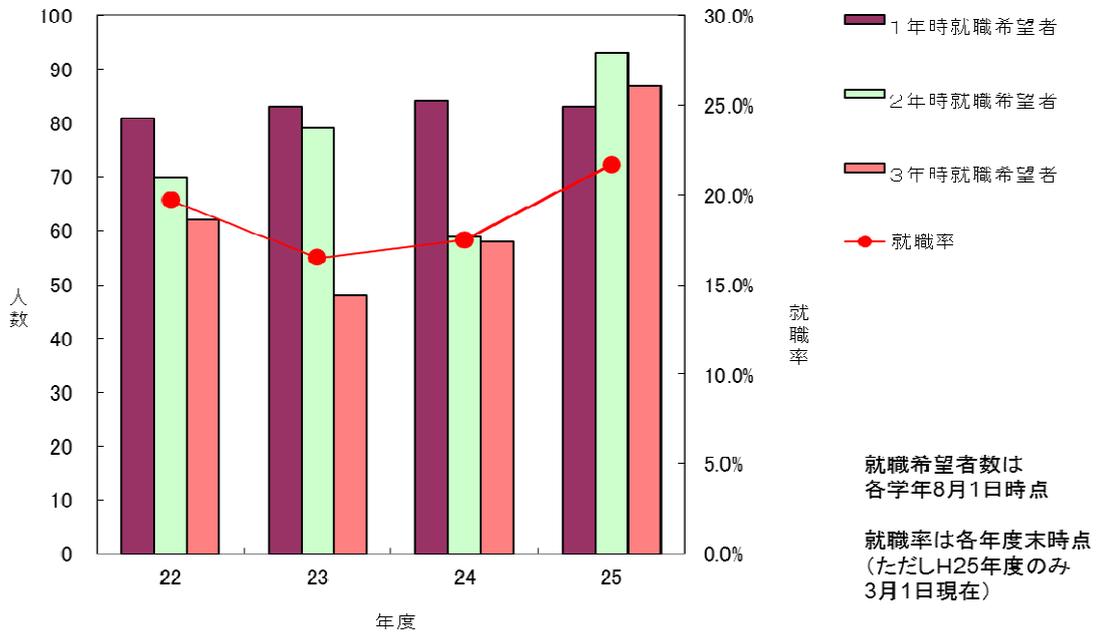
就職率と福祉施設利用率の関係（平成24年度）



就職率と福祉施設利用率は、そう反する状況にあり、障害の在る子どもの進路が就職または福祉施設利用の二つに大別されることがわかる。

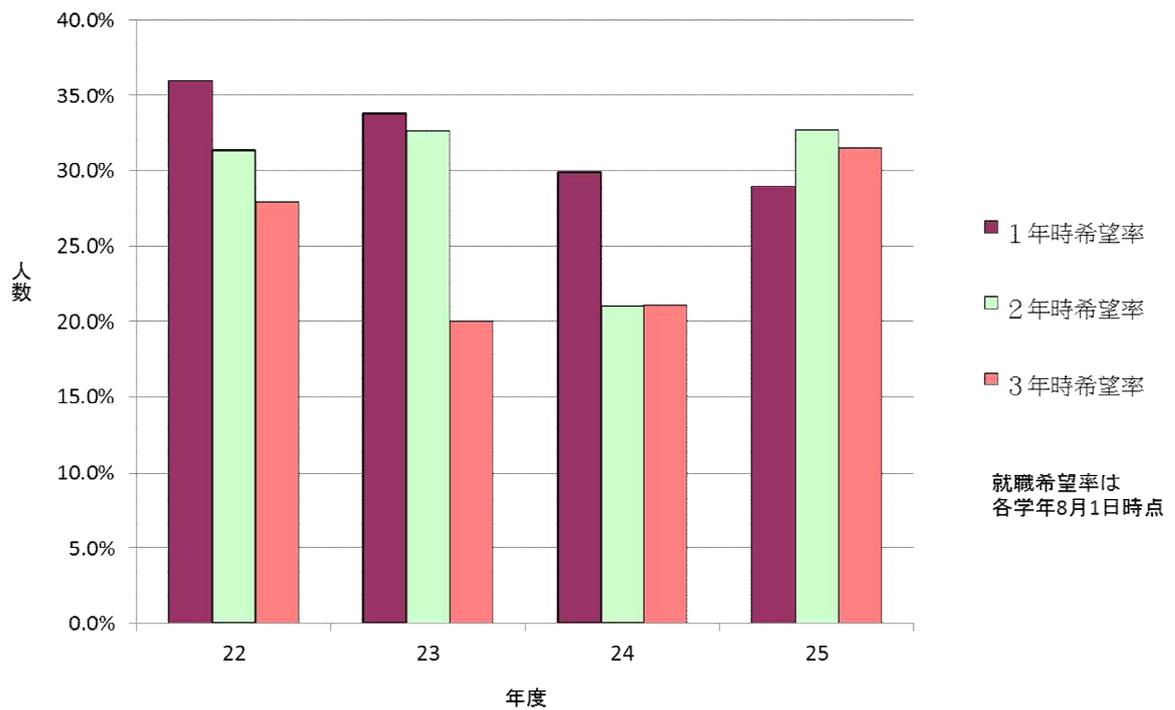
5-4

各年度卒業生の1～3年時の就職希望者数および各年度就職率



H22～H24の各年度の卒業生は、学年が進むにつれ就職希望者が少なくなっていく傾向があり、逆に、H25の卒業生は1年時に比べて2，3年時の就職希望者が増えている。これを卒業時の就職率と関連させると、H25の就職率の上昇が顕著であることから、生徒の就労希望（意欲）が大きな要因であることがわかる。

各年度卒業生の1～3年時の在籍者数に占める就職希望率



就職希望者の率は、入学年度によりやや異なるが、学年が進むにつれ、低下する傾向にある。

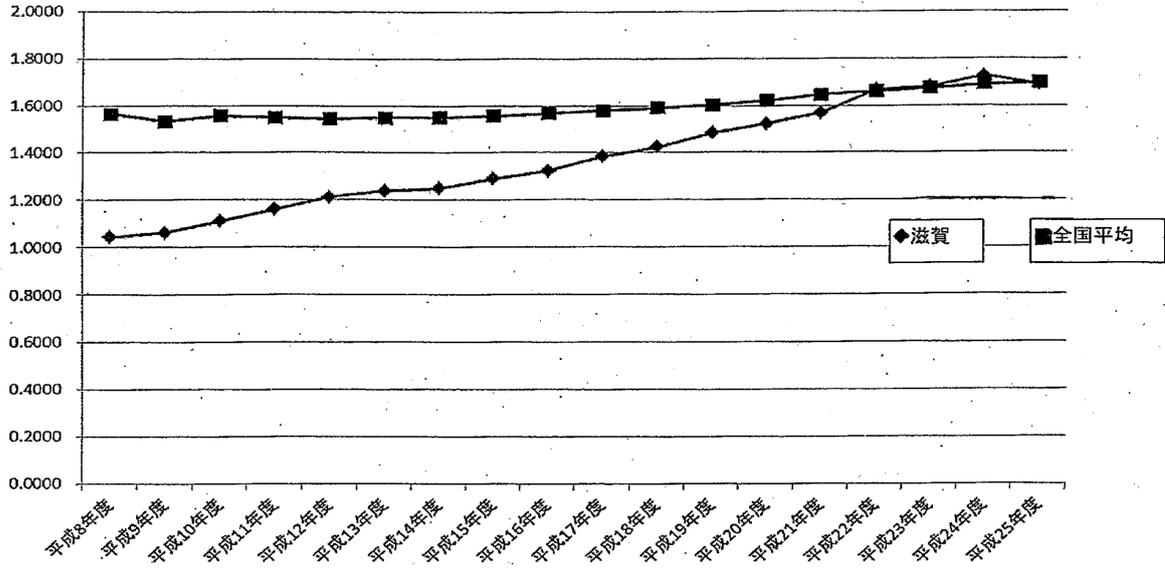
また、平成23年度24年度卒業生は、3年時の就職希望率自体が、就職率の全国平均より低い状況にある。

(8) 特別支援学校教員の状況

本県の教員一人当たりの児童生徒数は、ほぼ全国平均である。また特別支援学校教諭等免許状保有率は全国平均より高い。

6-1

全国平均値と滋賀県の比較



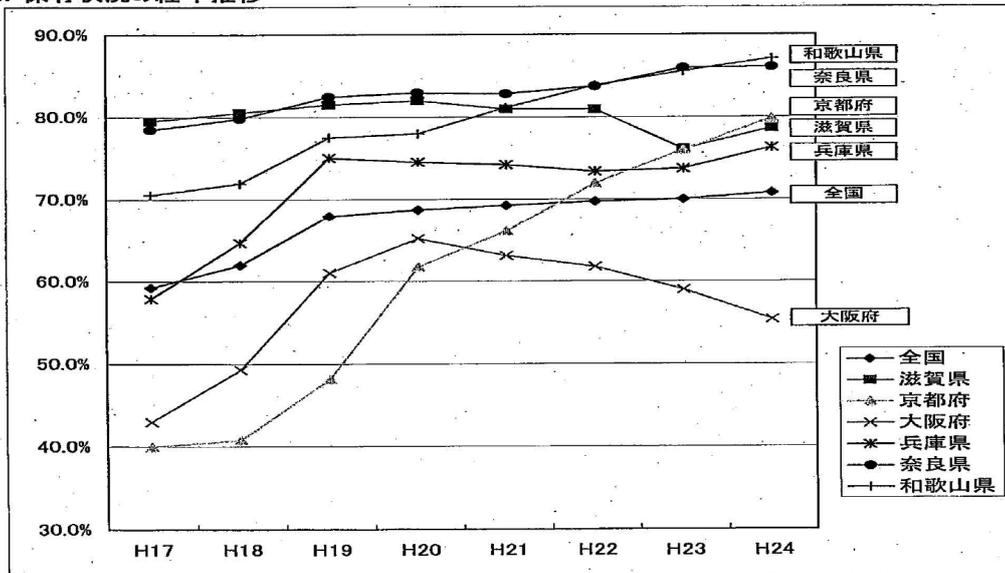
6-2

公立特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有状況

1. 保有状況 (H24. 5. 1現在)

	免許状保有者 ①		非免許状保有者		合計	特別支援学校教諭免許状保有者(①+②)の割合
	保有者	割合	他障害種 ②	その他		
全国	42,243	70.8%	2,966	14,460	59,669	75.8%
滋賀県	717	78.6%	44	151	912	83.4%
京都府	1,032	79.8%	33	228	1,293	82.4%
大阪府	1,851	55.4%	145	1,346	3,342	59.7%
兵庫県	1,662	76.3%	79	438	2,179	79.9%
奈良県	561	86.0%	47	44	652	93.3%
和歌山県	626	87.1%	29	64	719	91.1%

2. 保有状況の経年推移



本県の特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状の保有率は、全国平均より高いものの、近年はやや低下傾向にある。

### 3 本県特別支援教育の課題

#### (1) 特別支援学校の児童生徒数

- 特別支援学校の児童生徒数は全国と同様、平成7年度以降増加に転じたが、直近10年間の伸びは全国1位である。その要因には、平成14年の就学基準（数値基準）の見直しや、平成19年の「特殊教育」から「特別支援教育」への改正、特に、小中高における発達障害児など、教育上特別の配慮を要する子ども達に対する「障害により学習上、または生活上の困難を克服するための教育」を行うことが規定されたこと等が考えられる。

また、国においては、「平成19年度に文部科学省が都道府県教育委員会に対して行った調査によれば、公立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の数が増加している要因として、保護者の間に特別支援学校における教育に対する理解が深まったこと等が挙げられている」としている。（H23.5.13内閣衆質177第158号）

- 本県の特別支援学校における児童生徒増加の特徴としては、小中高校と学年進行に伴って特別支援学校に入学する児童生徒が多く、特に、中学部3年生と高等部1年生の増加が著しく、約半数は地域の中学校からの進学者となっており、こうしたことも全国の増加率を超える就学状況の背景にあるものと思われる。

#### (2) 就学指導

- 本県の特別支援学校、特別支援学級の在籍者の状況をみると、市町によって就学状況が大きく異なっている。これは、特別支援教育にかかる就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に定める障害の程度の解釈や保護者の意見の反映などが市町によって異なっているためと思われる。

このため、市町の就学事務の状況について検証するとともに、就学基準に定める障害の程度・状態像について、県および市町で共通理解をするための検討を行うことが必要である。また、障害のある児童生徒が、障害の種別や程度、状態に応じた望ましい学びの場を柔軟に選択できる仕組みづくりについて検討する必要がある。

#### (3) 特別支援学校高等部卒業後の進路

- 特別支援学校高等部の進路状況は、本県の就職率は低下傾向にあり、全国平均との差が広がっていること、また、生徒の就職希望率自体が低い状況にあることなどから、生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を徹底して、生徒の能力の伸長、自立と社会参加に向けた教育の一層の充実を図る必要がある。

- 就職率の向上を含め、特別支援学校卒業後の自立と社会参加については、学校だけでなく、障害福祉行政や労働行政等の機関、またその他関係者との連携した取り組みが必要である。

#### (4) 通常学級における特別支援教育

- 通常学級に在籍する、発達障害等により教育上特別な配慮を要する児童生徒が年々増加している。

これら児童生徒に対する指導や支援には、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成が欠かせないことから、さらなる取り組みの推進が必要である。特に、小中学校では、学校単位での取り組みが進んでおり、今後は、一人ひとりを単位とした作成が進むようさらに指導を進めていく必要がある。また、高等学校においては、まだまだ取り組みが進んでいないことから、特別支援教育にかかる専門性の向上を図るとともに、特別支援教育体制の強化を進める必要がある。

## 用語

### **インクルーシブ教育システム**

【H24.7.23 中教審報告】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組み。

### **個別の教育支援計画**

【学習指導要領 総則】

障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した支援計画。

### **個別の指導計画**

【学習指導要領 総則】

幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画※等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

### **就学基準**

【学校教育法 75 条、学校教育法施行令 22 条の 3】

学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度。障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、この就学基準により判断される。

### **就学指導委員会**

【市町：教育委員会規則等 県：条例設置】

市町教育委員会に設置される就学指導委員会は、就学基準に該当する児童生徒の就学先を決定する。

なお、従来は、就学基準に該当する児童生徒は、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として、小中学校へ就学することを可能としていたが、平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の改正により、個々の児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとなった。(案)

### **特別支援学校**

【学校教育法 72 条】

児童生徒等の障害の重複化や、重度化に伴って複数の障害種に対応した教育が実施できるようにするため、学校教育法の改正により、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化された。

なお、対象とする障害種別は、従来の盲・聾・養護学校の対象であった 5 種類の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む））である。

**特別支援学級**

【学校教育法 81条】

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害などの障害のある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。(案)

**特別支援教育**

【H19.4.1 付初中局長通知「特別支援教育の推進について（通知）」】

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

**発達障害**

【発達障害者支援法 2条】

発達障害とは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害やその他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。



トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会 > 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 > 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) > 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 概要

### はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

### 1. 共生社会の形成に向けて

#### (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

#### (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の○1から○3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていない

ものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

○1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

○2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。

○3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

### (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

・ 今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

#### 短期:

就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

#### 中長期:

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

### (1) 早期からの教育相談・支援

・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

- ・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

## (2) 就学先決定の仕組み

---

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」(仮称)については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である(就学に関するガイダンス)。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

## (3) 一貫した支援の仕組み

---

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

## (4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

---

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

### 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

#### (1)「合理的配慮」について

- ・ 条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- ・ 移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

#### (2)「基礎的環境整備」について

- ・ 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- ・ 共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

#### (3)学校における「合理的配慮」の観点

- ・ 「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

- ・ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

#### (4)「合理的配慮」の充実

- ・ これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。
- ・ 「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

## 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

### (1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

- ・ 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・ 通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・ 特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・ 医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・ 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・ 幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

### (2) 学校間連携の推進

- ・ 域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。
- ・ 特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコ

一ディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

- ・ 域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

### (3) 交流及び共同学習の推進

- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

### (4) 関係機関等との連携

- ・ 医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

## 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

### (1) 教職員の専門性の確保

- ・ インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。
- ・ すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

### (2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

- ・ 学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。
- ・ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上によ

る担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

### (3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

- 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

## お問合せ先

初等中等教育局特別支援教育課

(初等中等教育局特別支援教育課)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

[会見・報道・お知らせ](#) [政策・審議会](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省の紹介](#) [教育](#) [科学技術・学術](#)  
[スポーツ](#) [文化](#)

[御意見・お問合せ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#) [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表)  
案内図